

# ( 基 本 事 項 )

## 制度の改正要望事項

### 第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、厳しい経済環境に置かれていることから改善する点が多い。

このため、以下の改革を要望する。

#### 1、中小企業の軽減税率適用課税所得の引き上げ

昭和 56 年以来、中小企業の軽減税率適用課税所得は 800 万円以下に据え置かれているが、適用所得額を少なくとも 1,500 万円程度に引き上げることを要望する。

#### 2、交際費課税の見直し

交際費は経営運営上必要欠かせない経費であることから現在の損金算入限度額を大幅に引き上げるか全額損金扱いにするよう要望する。

#### 3、企業会計原則と税法について

企業会計原則は、実務の中に慣習として発達したものの中から一般に公正妥当と認められている処理であることから、税法もできる限り原則に近づける処理を要望する。

### 第二 個人所得税制について

税率構造の累進緩和や諸控除により所得課税の負担は軽減されてきており、国際的に見ても低い水準になってきていた。しかし、配偶者特別控除の制度の縮減、定率減税の廃止、年金課税の見直しなどで個人の税負担は増加している。公平・中立・簡素の三原則に立って、広く薄く公平に税負担するように税率構造を見直すことが大切である。

#### 1、税率構造のさらなる是正

平成 18 年度改正の税率構造が 4 区分から 6 区分となったが、一部では増税となるところもありさらなる改善が必要である。

#### 2、諸控除等の見直し

(1) 各種控除制度の更なる見直しをし簡素化すること。

(2) それにより税負担が重くなりすぎる場合は、基礎控除引き上げをして調整すること。

(3) 「所得控除から手当てへ」の考え方で扶養控除が見直されたが、それに伴い所得税の税額等に連動する国民健康保険料、保育料等、また、医療・福祉の負担などの見直しが適正に措置されることを要望する。

#### 3、少子化対策としての減税措置

子育てに配慮した減税は必要であるが、少子化問題は税優遇等で解決するような単純な問題でなく、公的施設の拡充、出産、育児、就労等企業の支援なども含め社会全体での環境整備が必要である。

#### 4、金融所得一体課税の検討

10種類ある所得類型を一定の類型に統合または簡素化して損益通算ができるようにするべきである。税制の簡素化のために金融所得の一体課税ができるように要望する

#### 5、納税者番号制度の活用

金融所得一体課税の新設に合わせ損益計算をする際、また年金制度の一元化や国民年金の未納問題導入など検討されている低所得者への給付つき税額控除等を考えれば全国民に番号を付与することが必要である。プライバシーの侵害防止のための法整備を検討したうえで、課税の公平が図られるような制度導入を進めるべきである。

### 第三 消費税制について

消費税引き上げの条件については、危機的な財政状況、少子高齢化による財政需要の増大を考えると、いずれは引き上げざるを得ないが、その前に徹底した行財政改革を実施し膨大な歳出を減らすことが先決であり、引き上げの条件として、増大する社会保障費に重点的に充てるとともに、地方消費税の配分率を高め大都市との税収格差に悩む地方への手厚い配分を要望する。

### 第四 相続税制について

中小企業の事業承継税制については、平成21年度改正の見直しで、中小企業を対象に納税額の80%猶予制度が創設されたことは評価するが適用にあたっての要件が厳しすぎる、要件の緩和と従来から要望してきた非上場株式の評価方法を見直す減額措置の拡充を引き続き要望する。

### 第五 地方税制について

#### 1、固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税局がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率とコスト削減に努めるべきである。
- (2) 土地の評価は、その土地の利用価値から見て「収益還元価格」で評価するように努めること。
- (3) 居住用家屋については、現在再建築価格で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

#### 2、事業所税について

事業に係る事業所税については、固定資産税地の二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収あり、なしと不公平であり市町村合併の際、問題とされているケースがある。負担の公平さから見ても不合理であり廃止すべきである。

#### 3、外形標準課税について

資本金一億円超の法人については、既に平成 16 年度から適用されたが、経営基盤の弱い中小企業に対しては従来通り対象としないことを要望する。

#### 4、不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすること。

## 第六 環境税制について

環境税については、法定外目的税として環境を理由に導入が検討されているが、税の用途やCO<sub>2</sub>削減効果等については明確でない。将来、導入される場合は、既存のエネルギー関係税や特定財源制度等、税全体の中で対応すべきである。また、CO<sub>2</sub>を吸収する森林を保有する地方には税の還元を考慮する。また、国連機関 I P C C の地球温暖化についての基礎資料となる知見の発表におれがあり環境税導入に当たっては適正な判断が要請される。

なお、環境保全に積極的に協力した企業に対する優遇税制の検討も必要である。

## ( 個 別 事 項 )

### 第一 法人税関係

#### 1、退職給与引当金制度の復活

企業としては、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、この制度を復活させること。

#### 2、確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続き等のため2カ月以内で完了することがなかなか困難であることにより、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3カ月以内に延長する。

#### 3、無形減価償却資産の償還期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いため期間を3年とする。

### 第二 所得税関係

#### 1、土地譲渡所得の損益通算の復活

平成 16 年度に長期譲渡所得の特別控除が廃止され、かつ土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算が廃止となった。土地流動化促進のために損益通算を復活させること。

### 第三 相続関係

#### 1、贈与税配偶者控除の引上げ

昭和 63 年度以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を 2,000 万円から 3,000 万円に引き上げること。

#### 2、保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人一人 500 万円を 1,000 万円に引き上げること。相続税資金の確保や事業継承の資することになる。

### 第四 間接税関係

#### 1 印紙税の改正

- 1、 約束手形及び為替手形の非課税限度額は手形金額が 30 万円未満とする。
- 2、 売上代金の受取書の非課税限度額は 10 万円未満の受取書とする。

以 上

### 【2】 税制改正要望大会への参加

[ 開 催 日 ] 平成 2 3 年 1 0 月 6 日

[ 会 場 ] 神奈川県横浜市 「パシフィコ横浜」

[ 来 賓 ] 川上 力 国税庁長官 杉江 潤 東京国税局長  
近藤光男 横浜中税務署長 黒岩祐治 神奈川県知事  
林 文子 横浜市長 外 18 名

[ 法人会参加人員 ] 約 3, 3 0 0 名 (うち新発田法人会 3 名)

### 平成 24 年度 税制改正に関するスローガン

( 総論 )

- ・ 行財政改革を推進するため、議員・公務員定数の大胆な削減を！
- ・ 税制の抜本改革を行い、元気な日本の復活を！

( 法人税 )

- ・ 法人実効税率は欧州・アジア主要国並みの 30% 以下に引き下げを！

(所得税)

・所得税は広く薄く負担を求め、基幹税としての役割強化を！

(事業承継税制)

・適用要件を緩和・是正し、企業の継続に役立つ事業承継税制を！

(消費税)

・歳出・歳入の全体的な見直しの中で消費税引き上げの議論を！

(地方税)

・地方分権推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

(その他)

・年金・医療・介護の制度改革を断行し、持続可能な社会保障制度の改革を！

### 【3】 要望実現のための陳情活動の展開

全法連・各県連・および単位会とも要望実現のための陳情活動を展開し、新発田法人会としては会長および事務局長が平成23年11月22日、管内選出の衆議院議員に対し陳情を実施するとともに、地方自治体に対する要望活動については、新発田市長ならびに新発田市議会議長に陳情を行いました。

### 【4】 法人会の税制改正要望の主な実現事項(全法連)

法人会が要望した項目のうち改正が行われたのは以下の通りです。

## ～法人会の税制改正要望の主な実現事項～

法人会では毎年会員の意見や今後のあるべき姿などを踏まえながら税制改正に関する提言を取りまとめています。

これまでに、多くの税制改正を実現しておりますが、そのうち近年（過去10年間）の主な実現事項を紹介します。

### 【法人税】

#### 1. 法人税率の引き下げ（平成23年度）

(1)資本金1億円超の法人 25.5%（改正前 30%）

(2)中小法人の軽減税率 15%（改正前 18%）

ただし、平成24年4月1日から3年間は、震災復興の償還財源として復興法人特別税（法

人税の10%相当額)が課せられる。

## 2. 同族会社の留保課税 (平成19年度)

特定同族会社の留保課税制度について、適用対象から中小企業(資本金等が1億円以下の会社)が除外されました。

## 3. 減価償却制度 (平成19年度)

償却可能限度額および残存価額が廃止され、備忘価額の1円まで償却できる制度に改正されました。

法定耐用年数が390区分から55区分へと見直しされました。(平成20年度)

## 4. 交際費課税 (平成15年度)

400万円の定額控除対象法人の範囲を資本金1億円以下(改正前5千万円以下)の中小法人に拡大。また損金不算入割合が10%(改正前20%)に引き下げられました。

定額控除限度額が400万円から600万円に拡大されました。(平成21年度)

1人当たり5,000円以下の飲食費(役職員間の飲食費は除く)は、交際費の範囲から除外されました。(平成18年度)

## 5. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限 (平成22年度)

廃止されました。

## 6. その他

・少額減価償却資産の即時償却制度が創設されました。(平成15年度)

・欠損金の繰越期間が7年に延長されました。(平成15年度)

・中小企業について欠損金の繰り戻し還付制度が復活しました。(平成21年度)

## 【相続税・贈与税】

### 1. 税率等の見直し (平成15年度)

#### (1) 税相続

相続税の最高税率が50%(改正前70%)に引き下げられるとともに、その税率の刻み数が6段階(改正前9段階)に簡素化されました。

#### (2) 贈与税

贈与税の最高税率が50%(改正前70%)に引き下げられるとともに、その税率の刻み数が6段階(改正前13段階)に簡素化されました。

### 2. 相続時精算課税制度の創設

子が親から受ける贈与について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に精算する制度が、現行の制度(暦年課税)との選択制で導入されました。

### 3. 事業承継関係

#### (1) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設 (平成21年度)

相続により取得した自社株の課税価額の80%に対応する相続税額の納税が猶予され、後継